

公布された条例のあらまし

佐賀県防災会議条例及び佐賀県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第四二号）

1 佐賀県防災会議条例の一部改正関係

(1) 佐賀県防災会議の委員のうち、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数を一人から二人に改めることとし、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数を一人とする事とした。（第二条関係）

(2) その他所要の改正を行う事とした。

2 佐賀県災害対策本部条例の一部改正関係

災害対策基本法の改正に伴い、引用条項を改める事とした。（第一条関係）

3 この条例は、公布の日から施行する事とした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

1 末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合に、特別休暇を与えることができる事とした。（第二二条関係）

2 この条例は、公布の日から施行する事とした。

佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正に伴い、引用条項を改める事とした。（附則第二四条関係）

2 この条例は、公布の日から施行する事とした。

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

1 原子力規制委員会設置法が公布され、電気事業法における原子力発電工作

物に係る主務大臣が変更されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

(第四条関係)

2 この条例は、原子力規制委員会設置法の施行の日から施行することとした。
佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (条例第四六号)

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第二条関係)

2 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二四年法律五三号) の施行の日から施行することとした。

佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)

1 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県介護実習普及センター設置条例の一部を改正する条例 (条例第四八号)

1 佐賀県介護実習普及センターの名称を佐賀県在宅生活サポートセンター (以下「センター」という。) に改めることとした。(題名及び第一条関係)

2 センターの設置目的を改めることとした。(第一条関係)

3 センターを利用する者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならぬこととした。(第四条関係)

4 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

1 佐賀県国民健康保険調整交付金 (以下「交付金」という。) の総額は、国民健康保険法第七二条第二項第一号に規定する額の二〇〇分の九に相当する額とすることとした。(第二条関係)

2 一種交付金の総額は交付金の総額の九分の六に相当する額とし、二種交付

金の総額は交付金の総額の九分の三に相当する額とすることとした。（第四
条関係）

3 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年四月一日以後の期間に係る
交付金について適用することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県緑化センター条例を廃止する条例（条例第五〇号）

1 佐賀県緑化センター条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。